



岡山市認可外保育施設等教育利用給付について

認可外保育施設等を幼稚園などの代わりに利用（教育目的）している
お子さんの利用料に対する給付を行います



◇ 給付の対象となる条件

以下のすべての要件をみたす場合が給付の対象です。

対象者	● 満3歳～小学校就学前の岡山市民（施設利用日時点）
他の給付有無	● 幼児教育・保育無償化の対象となっていないこと 「子どものための教育・保育給付認定通知書（緑色）」 「子育てのための施設等利用給付認定通知書（水色）」を持っていないこと
利用目的	● 施設等の利用目的が教育目的であること 就労などにより家庭保育ができないため利用している方は対象外です
利用施設	● 適合施設となっている認可外保育施設等 詳しくは下記お問い合わせ先までお尋ねください
利用時間	● 概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上であること

◇ 給付額

月額上限 20,000円

- ・利用料が20,000円未満の場合は、利用料が上限となります。
- ・施設等に利用料をいったん支払っていただく必要があります。後日、市から給付します。

◇ 給付認定申請方法

給付を受けるためには**利用前に申請**が必要です。

必要書類を添付し、「岡山市認可外保育施設等教育利用給付認定申請書」を提出してください。

（注）申請受付日以降の認定期間が給付の対象となります。遡及しての認定はできませんので、ご注意ください。

【申請書の郵送先】

〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 岡山市就園管理課宛て

◇ 給付の時期

利用月	請求締切日	給付日
令和8年4月～6月分	令和8年7月27日	令和8年9月17日頃
令和8年7月～9月分	令和8年10月26日	令和8年12月17日頃
令和8年10月～12月分	令和9年1月25日	令和9年3月17日頃
令和9年1月～3月分	令和9年4月26日	令和9年6月17日頃

認定を受けられた方には、
請求方法等を別途ご案内
します。

※本事業は年度単位の事業であるため、来年度以降は給付の有無、給付内容が変更になる場合があります。



お問い合わせ先

岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 就園管理課
（認定に関すること）支援係 TEL (086)803-1432
（給付に関すること）管理係 TEL (086)803-1431